

延岡市災害時安心基金支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱に基づき支給する災害時安心基金支援金(以下「支援金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給等)

第2条 市は、市の区域内において被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害によりその居住する住家が全壊又は大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊(床上浸水を含む。)の被害を受けた世帯の世帯主に対し、被害の程度に応じて、別表に定める支援金を支給するものとする。

2 支援金は、災害に関する他の支援金等と合わせて支給することができる。

(被害の認定)

第3条 前条に規定する被害の程度は、法における被害認定基準により、市長が認定するものとする。

(支援金の支給申請等)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、自然災害の発生した日から起算して13月を経過する日までに、支援金支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支援金の支給に関し支援金の申請をした者に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(支援金の支給決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、第3条に規定する被害の認定に係る調査を行い、支援金を支給すべきものと認めたときは、速やかに支援金の支給決定をするものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日以降に発生した自然災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

別表（第2条関係）

被害の程度	支援金の額
全壊	20万円
大規模半壊	15万円
中規模半壊	10万円
半壊（床上浸水を含む。）	10万円